

ご存じですか老人保健

老人保健法の医療制度

をお願いします。

「老人保健法」とは、七十歳以上の人方がお医者さんにかかる場合に適用される医療制度です。

お医者さんかかるときは「健康手帳」と「医療受給者証」と「保険証」を窓口に提示してください。「健健康手帳」と「医療受給者証」は受診資格を、「保険証」は医療保険の加入者であることを証明するものです。大切にしてください。

- ①病気にかかる率・受診率が高い
 - ②慢性の病気が多い
 - ③入院期間が長期にわたりやすい
- などが挙げられます。

このような要因を正しく理解して下さい。一人ひとりが自分の健康づくりに注意して、健康ですこやかな毎日を過ごしましょう。

こんなときには届け出を	届け出に必要なもの	いつまでに
70歳になったとき	印かん・被保険者証	すみやかに（遅くとも誕生日から14日以内）
転入してきたとき	印かん・被保険者証	14日以内に
転出するとき	印かん・健康手帳（医療受給者証）	転出するときに
死亡したとき	印かん・健康手帳（医療受給者証）	14日以内に
住所が変わったとき	印かん・健康手帳（医療受給者証）	14日以内に
医療保険の変更およびそう失	印かん・被保険者証 健康手帳（医療受給者証）	14日以内に
65歳以上でねたきりなどになったとき	印かん・被保険者証 身障手帳・国民年金証書、診断書のいずれかの書類	認定をなるべく早く
生活保護をうけるようになったとき	印かん・健康手帳（医療受給者証）	すみやかに

第四十九回 消防記念日

山梨県知事表彰
(勲功章)
分団長 前田照茂
副分団長 曽根利憲
消防司令 園田稔
消防司令 矢崎暉文

●商業簿記入門講座
日程 5月15・16・19・20・22・23 時間 午後6時～8時50分 定員 各10名 受講料 3100円

身体障害者福祉のために
(有)インテリア双葉

三月八日、甲府市の県民会館大ホールで、第四十九回消防記念日

山梨県式典が行われました。

この式典は、昭和二十三年三月七日に、現在の自治体消防が発足したのを記念して、毎年開催されています。

式典にあたって、都留市消防行政に多大な功績を残された消防職、団員が表彰されました。

中高年齢者の講座・松の芽つみ

●中高年齢者の講座・松の芽つみ

受講料 3100円

●中高年齢者の講座・松の芽つみ

受講料 3100円